

**特別養護老人ホーム職員の「在宅復帰」に関する意識調査**

○ 聖隷クリストファー大学 古川 和稔 (8501)

井上 善行 (国際医療福祉大学大学院・8205)、小平 めぐみ (国際医療福祉大学大学院・8206)

竹内 孝仁 (国際医療福祉大学大学院・443)

[キーワード] 特別養護老人ホーム、在宅復帰、職員の意識

**1. 研究目的**

特別養護老人ホーム（以下、特養）は終身型の入所施設というイメージが強いが、介護保険法では「居宅生活が可能かを定期的に検討すること」、「居宅生活が可能と認められる入所者に対しては退所のために必要な援助を行うこと」と明記されており、在宅生活が可能な入所者に対しては在宅復帰を検討しなければならない。しかし、退所理由は死亡(72.7%)、医療機関(21.6%)であり、在宅復帰はわずか1.8%である<sup>1)</sup>。

本研究の目的は、特養に勤務する職員の「在宅復帰に関する意識」を明らかにするとともに、在宅復帰を実践する上で必要な支援についての示唆を得ることである。

**2. 研究の視点および方法**

A県内に所在する特養のうち、FAXによる事前の調査協力要請に対して承諾が得られた47施設に勤務する、ケアに関わる全職員を対象とした、郵送法による自記式質問紙調査である。特養からの在宅復帰に関しては、施設に勤務する職員の意識と、在宅復帰実行場面における具体的な支援が大きく影響すると考えられる。そこで、研究者間で議論を重ねた後に概念枠組みを構築し、①「在宅復帰に関する職員の意識」、②「在宅復帰を実践する上で必要な支援」について質問項目を設定した。調査は2015年6月1日から2015年8月31日の期間に実施し、施設票47通、個人票2535通を郵送した。

**3. 倫理的配慮**

本研究は聖隷クリストファー大学倫理委員会の承認を得てから実施した（認証番号15008）。

**4. 研究結果**

35施設929名（有効回収率36.6%）から回答を得た。在宅復帰の可能性については「少し可能」が半数以上の回答を示した。施設長は在宅復帰の方針を示しているかという項目では、「あまり示していない」と「少し示している」が同程度であった。祖父母との同居経験については、肯定的回答（少しある＋十分にある）は66.1%であった。三世同居が望ましいかと、高齢者は在宅で暮らした方が良いかについては、いずれも「あまりそう思わない」と「少しそう思う」が50%弱と、類似した傾向を示した。高齢の親の世話は子ども

がすべきかについては特徴的な結果を示し、63.6%が「あまりそう思わない」と回答し、「全くそう思わない」(6.4%)と合わせると、否定的回答は70%にのぼった。

入所者は在宅復帰を望んでいるかについては、87.9%が肯定的回答だったが、家族は在宅復帰を望んでいるかでは、肯定的回答は52.3%であり、35.6ポイントの差があった。

「在宅復帰を実践する上で必要な支援」に関して、入所者本人に関するカテゴリーと、家族に関するカテゴリーを比較したところ、家族に関するカテゴリーの方が大幅に肯定的回答が多かった。ロジスティック回帰分析の結果、教育や職場のシステムは在宅復帰に対して肯定的な影響を与えていた。

## 5. 考察

家族社会学の領域では、わが国の家族制度は1960年代以降、実質的に直系家族制から夫婦家族制へと転換したという解釈が主流であった。これに対し施<sup>2)</sup>は、様々な角度から検証した結果、婚出した娘とは会話などの情緒的な関係は築かれているものの、今日でも長男が親と同居する確率が高く、相続や介護は長男の役割であると反論しており、報告者もこの解釈を支持している。加えてわが国には、週末ごとに成人した子どもたちが自分の家族を連れて親に会いに行くような、欧米型の親族ネットワークは稀であり、一度親元を離れて新しい家族を築くと、親との関係は希薄になっていくという文化が伝統的である。これらの家族文化論的背景に加え、特養の制度的背景も考慮する必要がある。特養は、平成12年度に導入された介護保険制度によって指定介護老人福祉施設と位置づけられ、要介護認定を受けた利用者が各施設と直接契約を結ぶことにより入所する施設となったが、それ以前は、地方自治体が老人福祉法に基づく措置制度で入所を決定していたという制度的経緯がある。在宅復帰支援を行ううえでは、このような家族社会的、制度的背景も認識しておく必要があるだろう。

日頃入所者と多くの時間を共有している施設職員は、入所者の「家に帰りたい」という思いを耳にする機会が多いであろう。一方、家族にとっての在宅復帰は、「再び介護を引き受ける」という切実な現実問題と考えられることから、入所者と家族それぞれにとっての「在宅復帰」という言葉の意味が異なることも重要である。

本研究では、在宅復帰に必要な要因として、家族の介護負担に関する項目は極端に高い値を示した。一方、入所者のADL (Activities of Daily Living; 以下ADL) 自立については、それほど高い値を示さなかった。家族の介護負担軽減には、家族への支援も必要だが、基本的には入所者のADL改善が重要である。入所者のADL改善の先にある「家族の介護負担軽減」という、中期的視点からの介護負担軽減のビジョンが必要だと考える。

1) 厚生労働省：平成25年介護サービス施設・事業所調査の概況，2014。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/service13/index.html> (2016年4月11日現在)

2) 施利平：戦後日本の親族関係 核家族化と双経過の検証 勁草書房，p4，2012。